

(重大事態の報告)

第6条 部会長は、評価及び判定の結果、当該遺伝子治療臨床研究の実施について重大な事態が生じたと認めるときは、速やかにその旨を審査委員会に報告しなければならない。

(秘密の保護)

第7条 部会の委員その他部会の関係者は、任務遂行上知り得た個人に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

2 前項の規定は、その職を辞した後も同様とする。

(事務)

第8条 部会の事務は、附属病院事務部病院管理課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月15日から施行する。